

1．男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）
（苦情処理等の該当条文）

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

2．男女共同参画基本計画(平成 12 年 12 月 12 日閣議決定)
（苦情処理等の該当部分）

第 3 部 計画の推進

1．国内本部機構の組織・機能強化

(2)総合的な推進体制の整備・強化等

・ 苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済（以下「苦情の処理等」という。）については、行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図る。その際、行政相談委員、人権擁護委員について女性への積極的な委嘱に配慮するとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修、情報提供等の充実を図る。また、苦情の処理等に当たっては、国は、地方公共団体の男女共同参画担当部署等との緊密な連携を図る。

また、諸外国における苦情の処理等の状況について調査・研究を進め、諸外国の取組の現状を把握する。

こうした取組を踏まえつつ、必要に応じて我が国の実情に適したオンブズパーソンの機能を果たす新しい体制について調査・研究を行う。